



戸籍の届

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

届の種類	期間	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	①出生届書…医師または助産師の出生証明書 ②親子健康手帳(母子健康手帳)
死亡届	死亡を知った日から7日以内	①死亡届書…医師の死亡診断書(死体検案書)
婚姻届	—	①婚姻届書…成人の証人が2人必要 ②本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
離婚届 (協議離婚と裁判離婚があります。)	裁判離婚の場合は、裁判が確定した日から10日以内	①離婚届書…成人の証人が2人必要(裁判離婚の場合は、証人不要) ②その他の書類(裁判離婚の場合のみ) ●調停離婚のときは、調停調書の謄本 ●審判離婚のときは、審判書の謄本と確定証明書 ●和解離婚のときは、和解調書の謄本 ●認諾離婚のときは、認諾調書の謄本 ●判決離婚のときは、判決書の謄本と確定証明書 ③本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
死産届	妊娠4カ月(12週)以後で死産したときは7日以内	①死産届書…医師または助産師の死産証明書(死胎検案書)

○休日等の届出

預かり場所	受付時間	埋火葬許可、不受理申出
中央区役所 ※本庁舎地下1階の守衛室	年中無休、24時間	可
中央区以外の各区役所 ※各施設の警備員室	休日(土・日・祝日・年末年始) 午前8時半から午後5時15分まで 平日の時間外 午後5時15分から午後10時まで	
		不可

※平日午前8時半から午後5時15分までは各窓口へ届出を行うことができます。

なお、平日午前8時半から9時及び午後4時半から午後5時15分は、各窓口で預かりのみ行います。

○本人確認

戸籍届出の際は、写真付本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の提示が必要な場合があります。



住所変更の届

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

変更の種類	期間	必要なもの
転入 ほかの市区町村から 熊本市へ 住所を変える場合	転入した日から 14日以内	①住民異動届 ②転出証明書…旧住所の市区町村長が発行したもの(マイナンバーカードをお持ちの方は交付されない場合があります。) ③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など) ④その他の主な手続き書類 ○マイナンバーカード…交付を受けている場合 ○転校の手続き…小・中学校に在学の場合
転出 熊本市から ほかの市区町村へ 住所を変える場合 (マイナンバーカードを 持っている場合は転出証 明書を発行しません。)	転出予定日の 約2週間前から	①住民異動届 ②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など) ③その他の主な手続き書類 ○印鑑登録証…登録証はご自身で廃棄または返却をお願いします。
転居 熊本市内で 住所を変える場合	転居した日から 14日以内	①住民異動届 ②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など) ③その他の主な手続き書類 ○マイナンバーカード…交付を受けている場合 ○転校の手続き…小・中学校に在学の場合

オンラインによるお引越し

問 戸籍住民課

☎328-2067

転出届(熊本市から市外へ引越す場合)は、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能となりました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【注意】

転入届、転居届(区間異動含む)については、申請後に来庁し、窓口での手続きが必要です。

スマホ お引越し

検索

※市ホームページ内で検索してください。



マイナンバーカードの手続き

問 戸籍住民課

☎328-2067

マイナンバーカードの手続きは、熊本市マイナンバーカードセンター(大劇会館1階)および東区サテライト(ゆめタウンサンピアン3階)、各区役所等でできます。

マイナンバーカードセンター(大劇会館1階)と東区サテライト(ゆめタウンサンピアン3階)は、日曜日も開業しており大変便利です。

詳しくは、熊本市マイナンバーカード特設サイトをご覧ください。

熊本市 マイナンバーカード

検索





外国人住民の住所変更届

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

適法に3カ月を超えて在留し、住所を有する外国人住民は、日本人と同様に住民票が作成されます。転出、転入などの際は転出届、転入届などの提出が必要です。

対象者 住民登録ができる外国人の方(3カ月を超える在留資格を有する中長期在留者、特別永住者など。新たに在留資格の取得等により対象者となった方は住民登録が必要です。)

変更の種類	期間	必要なもの
入国 海外から熊本市へ最初の住居地届をおこなう場合	熊本市に住み始めた日から14日以内	在留カード、パスポート、特別永住者証明書または入管法で定められている必要書類等
転入 ほかの市区町村から熊本市へ住所を変える場合	転入した日から14日以内	「転入届」「転出届」「転居届」でそれぞれ必要なものに加え、在留カード、特別永住者証明書または入管法で定められている必要書類等
転出 熊本市からほかの市区町村へ住所を変える場合	転出予定日の約2週間前から	
転居 熊本市内で住所を変える場合	転居した日から14日以内	

※転出以外の手続きをした場合は、在留カードに新住所も記載します。

印鑑の登録

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

届の種類	必要なもの
印鑑登録 改印や登録証をなくした場合は、改めて新規登録の手続きが必要です。	①印鑑登録申請書…原則として、本人による申請 ※本市に住民登録をしている方に限ります。ただし、15歳未満の方と意思能力を有しない方は登録できません。 ②登録する印鑑…印鑑の材質や形状、印影などによって登録できない印鑑もあります。 ③手数料…300円 ④本人確認書類 ◎マイナンバーカード、運転免許証などによる本人確認の場合…その日に手続きが終わります。 官公署発行の写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどで有効期限内のもの)を窓口にお持ちください。 マイナンバーカード、運転免許証などの写真付き身分証明書がない場合は、以下の方法となります。 ◎保証人による本人確認の場合…その日に手続きが終わります。 申請人は本人確認書類(健康保険の資格確認書など)を持って、保証人(本市で印鑑登録をしている方)と一緒に窓口へおいでください。その際、保証人は本市に登録済みの印鑑(実印)と官公署発行の写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。 ◎文書照会による本人確認の場合…2回窓口に来ていただき、数日かかります。 登録印鑑を持って窓口で申請後、ご自宅に「照会書(回答書)」を書留郵便でお送りします。「照会書(回答書)」が届いたら、署名捺印のうえ期限内に登録印鑑と本人確認書類(健康保険の資格確認書など)と一緒に窓口にお持ちください。

※代理人が申請する場合、手続き方法が異なります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

日曜日に住民票などを発行する窓口

問 中央区時間外証明窓口

☎328-2256

住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明、戸籍附票の証明(現在のもの)、市民税・県民税・森林環境税(所得・課税)証明書を発行しています。

戸籍の請求は同一戸籍の方及び直系と分かる戸籍をお持ちいただいた方に限ります。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、市民税・県

民税・森林環境税(所得・課税)証明書の請求は同一世帯の方に限ります。

●時間外証明窓口

時 間 日曜:午前9時～午後4時30分

休業日 年末年始・祝日

場 所 中央区役所1階



戸籍・住民票・印鑑証明書の請求

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室、時間外証明窓口(中央区役所)

●申請に必要なもの

別途資料の提示をお願いすることがありますので、事前にお問い合わせください。

◎本人が手続きする場合

官公署発行の写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

※お持ちでない場合は、健康保険の資格確認書、年金手帳など。

◎代理人が手続きする場合

代理人の本人確認書類、委任状など

※委任状は、委任する方(本人)の住所、氏名を本人が書いて印鑑を押し(自筆・署名される場合は、押印を省略することができます)、代理人の住所と氏名、代理人に何を委任するのかを書いてください。

※住民票コード・マイナンバー入り住民票を代理人請求する場合、代理人に対して直接交付することはできません。請求者本人あてに配達証明にて郵送します。

◎会社や団体で請求する場合

会社(団体)名、代表者名、会社印など

※社員が手続きをする場合は本人確認書類に加え委任状または社員証(顔写真付)が必要。

●印鑑登録証明書について

印鑑登録証明書を請求する際は、必ず印鑑登録証(手帳)をお持ちください。代理人が手続きする場合も本人の印鑑登録証(手帳)を持参してください。委任状は不要です。代理人に登録者の住所、氏名、生年月日、必要枚数をはっきりとお知らせください。

●証明書の手数料

証明書	手数料
住民票の写し	400円(200円)
印鑑登録証明書	
住民票記載事項証明	400円
戸籍附票の写し	
身分証明書	450円(200円)
戸籍全部事項証明・ 個人事項証明	
除籍、改製原戸籍の謄本・抄本	750円

※()はコンビニ交付手数料。コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要です。

特別永住者証明書の交付申請

問 区役所区民課

●申請に必要なもの

窓口備え付けの交付申請書、パスポート(未所持の場合は、理由書の提出が必要)、特別永住者証明書、写真1枚(たて4cm×よこ3cmで6カ月以内に撮影されたもの。原則16歳以上の方のみ)

※代理人が手続きをする場合は事前にお問い合わせください。

ご遺族のための手続き

身近な方が亡くなられた後の手続きについては、ご遺族サポートサービスをご利用ください。職員がご遺族からの情報をもとに、必要となる手続き及び手続きにあたりお持ちいただくものをご案内、届出書類の作成をサポートします。

※届出書類の作成サポートのご利用は予約制です。予約は各区役所において、ご希望の日の3開庁日前までにお願いします。

電話予約受付時間 午前9時～午後4時(土日祝日、年末年始を除く)

※ご遺族サポートサービスを利用せず、直接担当窓口に行き手続きすることも可能です。

窓口の場所	中央区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所
	1階 区民課横	1階 区民課	1階 区民課	1階 区民課	1階 区民課
電話番号	☎328-2251	☎367-9133	☎329-1199	☎357-4122	☎272-6922



マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書等の取得

問 戸籍住民課

☎328-2067

住民票の写し、印鑑登録証明書、市民税・県民税・森林環境税(所得・課税)証明書、固定資産証明書、固定資産評価証明書、納税証明書(市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税)、戸籍全部事項・個人事項証明(戸籍謄本・抄本)を全国のコンビニエンスストア等(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州・北海道・東北・イオンリテール等)で取得できます。

必要なもの **マイナンバーカードの機能を有するもの**

利用時間 午前6時半～午後11時(年末年始・メンテナンス日を除く)

※戸籍証明は午前8時半～午後8時の発行で、熊本市以外に住民票がある場合は事前登録が必要となります。

※住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)入りの取得もできます。

※市民税・県民税・森林環境税(所得・課税)証明書、固定資産証明書、固定資産評価証明書、納税証明書は**ご本人分のみ**の発行となります。また、過年度分は発行できません。

おすすめポイント① 高度なセキュリティで"個人情報"をしっかり保護!

おすすめポイント② 夜間や休日でもすぐに取得!

おすすめポイント③ 手数料が窓口の半額以下!!

パスポート(旅券)の申請と交付(受領)

問 区役所区民課

●申請:平日午前9時から午後4時半まで(受付終了時間直前は大変混み合いますので、早目にお越しください。)

必要な書類	申請の種類	新規申請	有効期間が残っている場合の申請	
			残存有効期間1年未満になった(氏名等変更無し)	氏名・本籍の都道府県等が変わった
① 申請書(窓口にあります)		○	○	○
② 戸籍全部事項証明(戸籍謄本) (発行日から6カ月以内のもの)		○	原則不要	○
③ 写真(撮影日から6カ月以内のもの。細かい規格がありますので、なるべく写真店でパスポート用としてお撮りください。)		○	○	○
④ 本人確認書類(原本) 1点でよいもの:運転免許証、マイナンバーカードなど 2点必要なもの:健康保険の資格確認書+年金手帳など		○	不要 (旅券で確認)	
⑤ 前回の旅券		○ (失効した旅券)	○ (有効な旅券)	

○代理申請を希望される方は、申請書の必要事項を本人が記入し、必要な書類を代理人が持参してください。

○東区・西区・南区・北区役所で申請し、中央区役所でも受け取ることができます。(申請時に申し出ください)

○マイナポータルを利用したオンライン申請が可能です。申請時の窓口への来庁は不要となりますが、交付時の来庁は必要です。

●交付(受領):年齢に関わりなく、必ず申請者本人がお越しください。

中央区役所 平日・日曜日(祝日・年末年始は休み) 午前9時から午後4時30分まで

東区・西区・南区・北区役所 平日午前9時から午後4時30分まで

○申請から交付予定日までの日数は、平日のみ(土日・祝休日・年末年始を除く)を数えて2週間～1か月です。

旅券の種類	窓口にて書面申請	マイナポータルからオンライン申請
10年	9,300円(収入印紙7,000円+県証紙2,300円)	8,900円(収入印紙7,000円+県証紙1,900円)
5年(18歳未満)	4,800円(収入印紙2,500円+県証紙2,300円)	4,400円(収入印紙2,500円+県証紙1,900円)
残存有効期間同一	5,800円(収入印紙3,500円+県証紙2,300円)	5,400円(収入印紙3,500円+県証紙1,900円)

○令和8年7月1日以降、旅券手数料が変更になるとともに、18歳以上の方の5年旅券は廃止となりました。